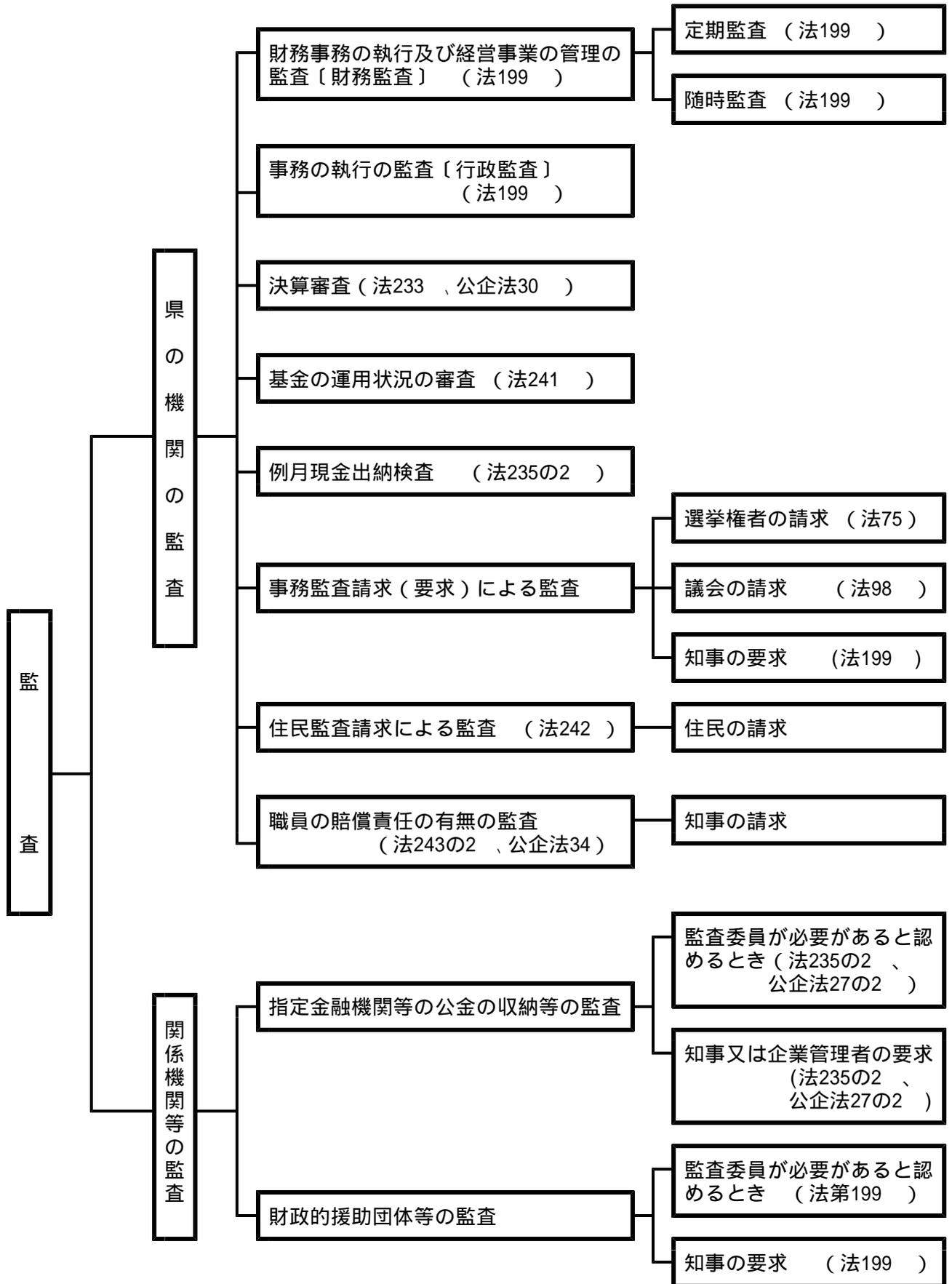


監査の体系



監査種別毎の説明

種 別	説 明	
財務事務の執行及び経営事業の管理の監査〔財務監査〕 (法199) (法199) (法199)	<p>監査委員は、県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。〔定期監査〕</p> <p>監査委員は、.....必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。〔随時監査〕</p>	
事務の執行の監査〔行政監査〕 (法199)	<p>監査委員は.....必要があると認めるときは、県の事務(政令で定めるものを除く。)の執行について 監査をすることができる。</p> <p>【政令で定めるもの】・労働争議のあっせん、調停、仲裁、 ・収用に関する裁決、 ・国の安全を害するおそれがある事項に関する事務及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務</p>	
決算審査 (法233) (公企法30)	<p>知事は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。</p>	
基金の運用状況の審査 (法241)	<p>定額の資金を運用するために設けた基金については、知事は毎会計年度その運用状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出しなければならない。</p>	
例月現金出納検査 (法235の2)	<p>県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。(監査委員条例第7条 毎月20日から25日までの間に行う。)</p>	
事務 監 査 請 求 監 査	選挙権者の請求監査 (法75)	<p>選挙権を有する者は、50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、事務の執行に関する監査を請求することができる。</p>
	議会の請求監査 (法98)	<p>議会は監査委員に対し、事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。</p>
	知事の要求監査 (法199)	<p>監査委員は、知事から事務の執行に関する監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。</p>
住民監査請求による監査 (法242)	<p>県の住民は、知事・委員会・委員又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、又は違法・不当な公金の賦課徴収等の行為を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。</p>	
職員の賠償責任の有無の監査 (法243の2) (公企法34)	<p>知事は、出納関係職員が故意又は重大な過失によりその保管に係る現金等を亡失又は損傷することによって県に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実の有無を監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め.....期限を定めて賠償を命じなければならない。</p>	
指定金融機関等の公金の収納等の監査(法235の2) (公企法27の2)	<p>監査委員は、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う県の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。</p>	
財政的援助団体等の監査 (法199)	<p>監査委員は、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。</p> <p>県が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人、県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する不動産の信託の受託者及び県が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものについても、また、同様とする。</p>	